



金 沢 市 公 報

号外第15号の5

令和元年(2019年)9月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●訓令甲		○金沢市立小学校、中学校管理規則及び金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則 (") 4
○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する規程 (人 事 課)	1	●消防局訓令甲
●告 示		○消防職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について (消防総務課) 5
○金沢市軽自動車税環境性能割減免要綱 (税 務 課)	2	●公営企業管理規程
○金沢市立保育所における副食費の額等を定める要綱 (保育幼稚園課)	2	○金沢市企業局職員就業規則等の一部を改正する規程 (企業総務課) 5
○金沢市納税奨励規程の一部改正について (税 務 課)	3	○金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (") 6
○金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について (保育幼稚園課)	4	○金沢市企業局水道技術管理者の職務に関する規程の一部を改正する規程 (") 6
○金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱の一部改正について (障害福祉課)	4	○金沢市指定給水装置工事事業者規程及び金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程の一部を改正する規程 (") 6
○金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の実施に関する要綱の一部改正について (介護保険課)	4	●病院事業管理規程
●教育委員会規則		○金沢市立病院職員就業規則等の一部を改正する規程 (市立病院事務局) 7
○金沢市立学校職員の人事評価の実施に関する規則の一部を改正する規則 (学校職員課)	4	

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第1号

庁 中 一 般

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する規程を次のように定める。

令和元年9月30日

金 沢 市 長 山 野 之 義

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する規程
(金沢市職員任用規程の一部改正)

第1条 金沢市職員任用規程(昭和28年訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「属する職員」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。
(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第2条 職員の勤務時間に関する規程(昭和34年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「(昭和25年法律第261号)」の次に「第22条の2第1項第1号に掲げる職員及び同法」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

(職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部改正)

第3条 職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程(昭和47年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第1項中「(昭和25年法律第261号)」の次に「第22条の2第1項第1号に掲げる職員及び同法」を加え、「占める職員及び」を「占める職員並びに」に改める。

(金沢市辞令式に関する規程の一部改正)

第4条 金沢市辞令式に関する規程(昭和51年訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

別表第24項第1号を次のように改める。

(1) ○○給料表(○職)○級○号給を給する

別表に次の3項を加える。

43 会計年度任用職員を採用する場合

金沢市○○局(○○部)○○課○○(会計年度任用職員)に採用する

任期は○年○月○日までとする

44 会計年度任用職員の任期を更新する場合

任期を○年○月○日まで更新する

45 会計年度任用職員の任期の満了により職員が当然に退職する場合

任期の満了により退職とする

(金沢市職員人事評価実施規程の一部改正)

第5条 金沢市職員人事評価実施規程(平成28年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「臨時的に任用された職員を除く。」を削る。

第4条第1号中「まで」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))にあっては、毎年4月1日から翌年3月31日まで)」を加え、同条第2号中「翌年3月31日まで」の次に「(会計年度任用職員にあっては、毎年4月1日から翌年3月31日まで)」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第141号

金沢市軽自動車税環境性能割減免要綱を次のように定める。

令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市軽自動車税環境性能割減免要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号。以下「条例」という。)附則第19条の3の4の規定による軽自動車税の環境性能割の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象)

第2条 条例附則第19条の3の4に規定する市長が定める3輪以上の軽自動車は、石川県税条例(昭和29年石川県条例第23号)第144条第1項各号に掲げる自動車に相当する3輪以上の軽自動車とする。

(減免の手続)

第3条 条例附則第19条の3の4の規定による軽自動車税の環境性能割の減免の手続は、石川県税条例第144条第3項に規定する手続その他の石川県における自動車税の環境性能割の減免の手続の例による。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

●金沢市告示第142号

金沢市立保育所における副食費の額等を定める要綱を次のように定める。

令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市立保育所における副食費の額等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第50号。以下「条例」という。)第13条第4項の規定に基づき、金沢市立保育所条例(平成12年条例第17号)に規定する保育所(以下「保育所」という。)に入所する子どもに対する食事(副食に限る。)の提供に要する費用(以下「副食費」という。)の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受ける場合における副食費の額等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び条例において使用する用語の意義の例による。

(副食費の額)

第3条 副食費の額は、1人当たり月額4,500円とする。

(月の途中における入退所の場合の副食費の額)

第4条 前条の規定にかかわらず、保育所を利用する子どもが月の途中において入所又は退所をした場合の当該月の副食費の額は、前条の副食費の額に、利用日数(25日を超える場合は、25日)を乗じた額を25で除して得た額とする。

(副食費の減額)

第5条 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を第3条(第1号に掲げる場合には、前2条)の副食費の額から減額することができる。

- (1) あらかじめ土曜日に保育所を利用しない申出があり、実際に利用しなかった場合 1日当たり180円
- (2) 疾病等により、連続して1月の保育所の開所日の2分の1以上を欠席した場合 第3条の副食費の額の半額
- (3) 疾病等により、1月の保育所の開所日の全てを欠席した場合 第3条の副食費の額の全額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合 市長が必要と認める額

(副食費の不徴収)

第6条 前3条の規定にかかわらず、次に掲げる子どもに係る副食費については、徴収しない。

- (1) 条例第13条第4項第3号アからウまでに掲げる食事の提供を受ける子ども
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める子ども

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

●金沢市告示第143号

金沢市納税奨励規程(昭和37年告示第10号)の一部を次のように改正する。

令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

第5条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、納税協力会等が当該年度前3年度内の各年度において次の各号のいずれかに該当するときは、当該年度以後の納税奨励金は、交付しない。

- (1) 7月1日時点の会員等の数が10人未満のとき。
- (2) 市税の納期内納付率(会員等が納付すべき税額の合計額のうち納期限までに納付された税額の合計額の占める割合をいい、当該年度の前年度にあっては、4月から9月までの間における割合を同年度のものとし、みなす。)が90パーセント未満のとき。

附 則

改正後の金沢市納税奨励規程の規定は、令和5年度分からの納税奨励金について適用し、令和4年度分までの納税奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第144号

金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和47年告示第54号）の一部を次のように改正する。
令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

別表の備考第8項中「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改める。

●金沢市告示第145号

金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱（昭和54年告示第34号）の一部を次のように改正する。
令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

第3条第3項中「並びに同法附則第5条の4の2第6項」を「及び同法附則第5条の4の2第5項」に改める。

●金沢市告示第146号

金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の実施に関する要綱（平成28年告示第341号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

様式第2号中

生年月日	年 月 日生
性 別	

を

生年月日	年 月 日生
------	--------

に改める。

様式第3号中

生年月日	年 月 日生
性 別	

を

生年月日	年 月 日生
------	--------

に、

性別	生年月日
	年 月 日生
	年 月 日生
	年 月 日生
	年 月 日生

を

生年月日
年 月 日生
年 月 日生
年 月 日生
年 月 日生

に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

教 育 委 員 会 規 則

金沢市立学校職員の人事評価の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

金沢市教育委員会委員長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第3号

金沢市立学校職員の人事評価の実施に関する規則の一部を改正する規則

金沢市立学校職員の人事評価の実施に関する規則（昭和33年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第2条中「臨時的に採用された職員、単純な労務に雇用される者その他」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市立小学校、中学校管理規則及び金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

●金沢市教育委員会規則第4号

金沢市立小学校、中学校管理規則及び金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則

(金沢市立小学校、中学校管理規則の一部改正)

第1条 金沢市立小学校、中学校管理規則(昭和46年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条」を「第33条第1項及び第2項」に改める。

(金沢市立工業高等学校管理規則の一部改正)

第2条 金沢市立工業高等学校管理規則(昭和46年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条」を「第33条第1項及び第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

消 防 局 訓 令 甲

●金沢市消防局訓令甲第1号

消 防 局
消 防 署

消防職員の勤務時間等に関する規程(昭和34年消防本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

令和元年9月30日

金沢市消防長 清 瀬 守

第7条中「(昭和25年法律第261号)」の次に「第22条の2第1項第1号に掲げる職員及び同法」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局職員就業規則等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年9月30日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第4号

金沢市企業局職員就業規則等の一部を改正する規程

(金沢市企業局職員就業規則の一部改正)

第1条 金沢市企業局職員就業規則(昭和32年公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「技能技士」の次に「並びに会計年度任用職員」を加え、同条第6号を次のように改める。

(6) 会計年度任用職員とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第15条中「職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。次条において同じ。)」を加える。

第17条に次のただし書を加える。

ただし、職員証によらない職員にあっては、自ら出勤簿に署名をしなければならない。

第42条の次に次の1条を加える。

第42条の2 会計年度任用職員の就業時間、休日及び有給休暇その他の事項については、第30条から前条までの規定にかかわらず、別に定めるもののほか、金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年規則第16号)の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

(金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市企業局職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第16条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）として任用される職員の給与については、第2条から前条までの規定にかかわらず、別に定めるもののほか、金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第11号）の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

（金沢市企業局職員被服貸与規程の一部改正）

第3条 金沢市企業局職員被服貸与規程（昭和63年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

2 企業局長は、職務上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、別表に定める数量を増減することができる。

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される職員に対しては、前2項の規定に準じて、企業局長が必要があると認める者に限り、被服を貸与するものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年9月30日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第5号

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

（金沢市水道給水条例施行細則の一部改正）

第1条 金沢市水道給水条例施行細則（昭和29年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「金石味噌屋町」を「金石味噌屋町 金石新町 金石今町 金石海禅寺町」に改める。

（金沢市ガス供給に関する規程の一部改正）

第2条 金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「金石味噌屋町」を「金石味噌屋町 金石新町 金石今町 金石海禅寺町」に改める。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

金沢市企業局水道技術管理者の職務に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年9月30日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第6号

金沢市企業局水道技術管理者の職務に関する規程の一部を改正する規程

金沢市企業局水道技術管理者の職務に関する規程（平成26年公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「検査」の次に「（法第22条の2第2項に規定する点検を含む。）」を加え、同項第3号中「規定に基づく」を削り、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）法第22条の3第1項の台帳の作成に関すること。

第2条第2項中「前項第7号又は第8号」を「前項第8号又は第9号」に改める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

金沢市指定給水装置工事事業者規程及び金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年9月30日

●金沢市公営企業管理規程第7号

金沢市指定給水装置工事事業者規程及び金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程の一部を改正する規程

(金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第1条 金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第7条の2」を「第7条の2第1項」に改める。

第5条第2項及び第3項中「次条」を「第6条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(指定の更新の申請等)

第5条の2 第3条、第4条及び前条第1項の規定は、条例第7条の2第2項に規定する指定の更新について準用する。

第9条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第5条の2において準用する第3条第1項の規定により指定の更新をしたとき。

第10条第1項第3号及び第12条第5号ア中「第4条」を「第6条」に改める。

(金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程(平成13年公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「及びその有効期間」を削り、同条第3項を削る。

第6条の見出し中「継続指定」を「指定の更新」に改め、同条第1項中「前条第3項の有効期間の満了に際し、引き続き指定工事事業者の指定」を「条例第7条第2項に規定する指定の更新」に改め、同条第2項中「指定」の次に「の更新」を加える。

第11条第3号中「有効期間の満了に際し、継続して指定しなかったとき」を「更新をしなかったとき」に改める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院職員就業規則等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年9月30日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第1号

金沢市立病院職員就業規則等の一部を改正する規程

(金沢市立病院職員就業規則の一部改正)

第1条 金沢市立病院職員就業規則(平成25年病院事業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「で、臨時職員以外のもの」を削り、同条第4号を削る。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第13条中「職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。次条において同じ。)」を加える。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、職員証によらない職員にあっては、自ら出勤簿に署名をしなければならない。

第43条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の就業時間等)

第43条の2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)

として任用される職員の就業時間、休日及び有給休暇その他の事項については、第28条から前条までの規定にかかわらず、別に定めるもののほか、金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年規則第16号)の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

(金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市立病院職員の給与に関する規程（平成25年病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。
第13条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第13条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）として任用される職員の給与については、第2条から前条までの規定にかかわらず、別に定めるもののほか、金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第11号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第2条に規定する会計年度任用職員の例による。

2 准看護師の職務を行う会計年度任用職員の給与については、会計年度任用職員給与条例に規定する会計年度任用職員給料表中医療職(3)の欄を準用するものとし、その職務の級は、1級とする。

（金沢市立病院職員被服貸与規程の一部改正）

第3条 金沢市立病院職員被服貸与規程（平成25年病院事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される職員に対しては、前2項の規定に準じて、管理者が必要があると認める者に限り、被服を貸与するものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年(2019年)9月30日	印刷	発行人	金 沢 市
令和元年(2019年)9月30日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄